

議案第74号

尾三衛生組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により、令和3年4月1日から尾三衛生組合規約を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年8月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、組合議員の任期及び組合市町が負担する分担金の算出割合を変更するため必要があるからである。

尾三衛生組合規約の一部を変更する規約

尾三衛生組合規約（昭和49年4月9日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第6条第1項中「組合市町の議会の議員の任期による」を「2年とする」に改める。

第11条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「100分の50」を「100分の70」に、「より」を「から」に、「処理量」を「搬入量」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の30」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際現に組合議員の職にある者の任期については、この規約による改正後の尾三衛生組合規約（以下「改正後の規約」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（令和4年3月31日までの間の分担金）

- 3 この規約の施行の日から令和4年3月31日までの間における改正後の規約第11条第2項の規定の適用については、同項中「100分の70」とあるのは「100分の60」と、「100分の30」とあるのは「100分の40」とする。

議案の概要

1 変更理由

尾三衛生組合（以下「組合」という。）の議会の議員（以下「組合議員」という。）の任期及び組合を組織する市町（以下「組合市町」という。）が負担する分担金について変更する必要があるからである。

2 変更内容

(1) 組合議員の任期を2年に変更すること。（第6条第1項関係）

(2) 経費の支弁の方法について、組合市町が負担する分担金の算出割合を次のとおり変更すること。（第11条第2項関係）

	改正後	改正前
ごみの搬入量による割合	100分の70	100分の50
住民基本台帳人口による割合	100分の30	100分の50

(3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

(1) 令和3年4月1日から施行すること。

(2) この規約の施行の際現に組合議員である者の任期について経過措置を設けること。

(3) この規約の施行の日から令和4年3月31日までの間に組合市町が負担する分担金の割合の適用について次のとおり経過措置を設けること。

	令和3年度	令和4年度以後
ごみの搬入量による割合	100分の60	100分の70
住民基本台帳人口による割合	100分の40	100分の30